

京都国立博物館所蔵「押小路家関係文書」の翻刻と紹介

羽田聰

一 紹介と翻刻

はじめに

当館では現在、館蔵品をAは絵画、Bは書跡、という具合に十の分野をアルファベット別に分類して、台帳を作成・管理している。さらに、各分野の収蔵品は、甲と乙の二種類に分類される。両者は博物館の重要な役割の一つである展示という面からみると、甲は展示資料、乙は参考資料ということになり、甲の資料はいつでも日の目を見るのに対し、乙のそれはほとんど人目に触れる機会がない、という違いが生じる。

しかし、展示とならび、重要な役割である調査・研究という面から両者を眺めると、資料としての違いはほとんどなくなると考えてよからう。乙資料といえども学術的に広く知られていない、あるいは館の生い立ちと密接な関係がある、など興味深い事実が明らかとなることが多いからである。

本稿ではこうした乙資料に主役として登場してもらい、紹介をかねつつ、いささかの私見をのべることにしたい。

ここで紹介する資料は、「文明・明応・文龜宣旨写」（一巻、B乙75）および「口宣・宣旨 各二通」（一巻、B乙80）という名称で登録がなされているものである。

現在、これら二巻は、

- ・宝永六年宣命写（一巻、B乙65）
- ・家宣任將軍宣旨写（一巻、B乙66）
- ・源康重従五位下宣旨写（一巻、B乙67）
- ・道承親王授二品宣旨写（一巻、B乙68）
- ・清陽院贈官宣旨写（一巻、B乙69）
- ・貞觀十年釈義貞和文写（一巻、B乙70）
- ・天平年間三綱牒写（一巻、B乙71）
- ・長寛元年处分目録写（一巻、B乙72）
- ・神龜三年般若心經択本（一巻、B乙73）
- ・南禪正眼大光國師書跡写（一巻、B乙74）
- ・伝教大師度牒・戒牒写（一巻、B乙76）

・天平年間文書写（一巻、B乙79）

・家仁親王贈兵仗宣旨写（一巻、B乙85）

・常不動院領証状加署写（一巻、B乙86）

・源秀忠叙任宣旨写（一巻、B乙87）

・弓削道鏡書写（一巻、B乙88）

・建武・貞和・貞治文書写（一巻、B乙89）

とともに一つの箱にまとめて収められている。

表紙にはそれぞれ「文明明應文龜之宣旨」・「口宣宣旨各二通 小

林良孝寄附」と墨書きされた題簽が付され、前者には四通（①～④）、

後者には五通（⑤～⑨）の文書が貼り込まれている。いずれも筆致や紙質から判断して、原本と思われる。なお、後者の巻頭には「帝國京都博物館之印」という朱文方印が捺されている。

では、以下に図版を掲載し、翻刻を行う（文書名の下には法量を記載した）。

①後土御門天皇口宣（宿紙、挿図1）

三〇・五cm×四三・四cm

文明六年七月廿四日 宣旨

左近衛権中將源義尚（足利朝臣）

宜令除服出仕

藏人左少弁藤原政顯（勅修寺奉）

②後土御門天皇口宣（宿紙、挿図2）

三三・三cm×四三・〇cm

明応五年六月廿五日 宣旨

征夷大將軍正五位下行左馬頭源朝臣義高（足利）

宜復任

藏人頭左中弁藤原宣秀（中御門奉）

③後土御門天皇口宣（宿紙、挿図3）

三三・一cm×四三・一cm

明応五年六月廿六日 宣旨

左馬頭源義高

宜除服出仕

藏人頭左中弁藤原宣秀（中御門奉）

④後柏原天皇口宣（宿紙、挿図4）

三三・一cm×三九・七cm

文龜二年七月十二日 宣旨

参議源義高朝臣

宜兼任左近衛権中將

藏人頭左中弁藤原守光（弘慈奉）

⑤某口宣送狀封紙ウハ書（挿図5）

三三・九cm×五・一cm

四位大外記局 権大納言（花押）

⑥中山康親口宣送狀（挿図5）

二七・六cm×三九・〇cm

口 宣一枚

正五位下源朝臣義晴（足利）任

左馬頭事

右、職事仰詞、内々奉入

如件、

十一月廿五日 権中納言（花押）

二六・五cm×三八・〇cm

奉 四位大外記局

⑦正親町三条実望口宣送狀（挿図6）

二六・五cm×三八・〇cm

口 宣一枚

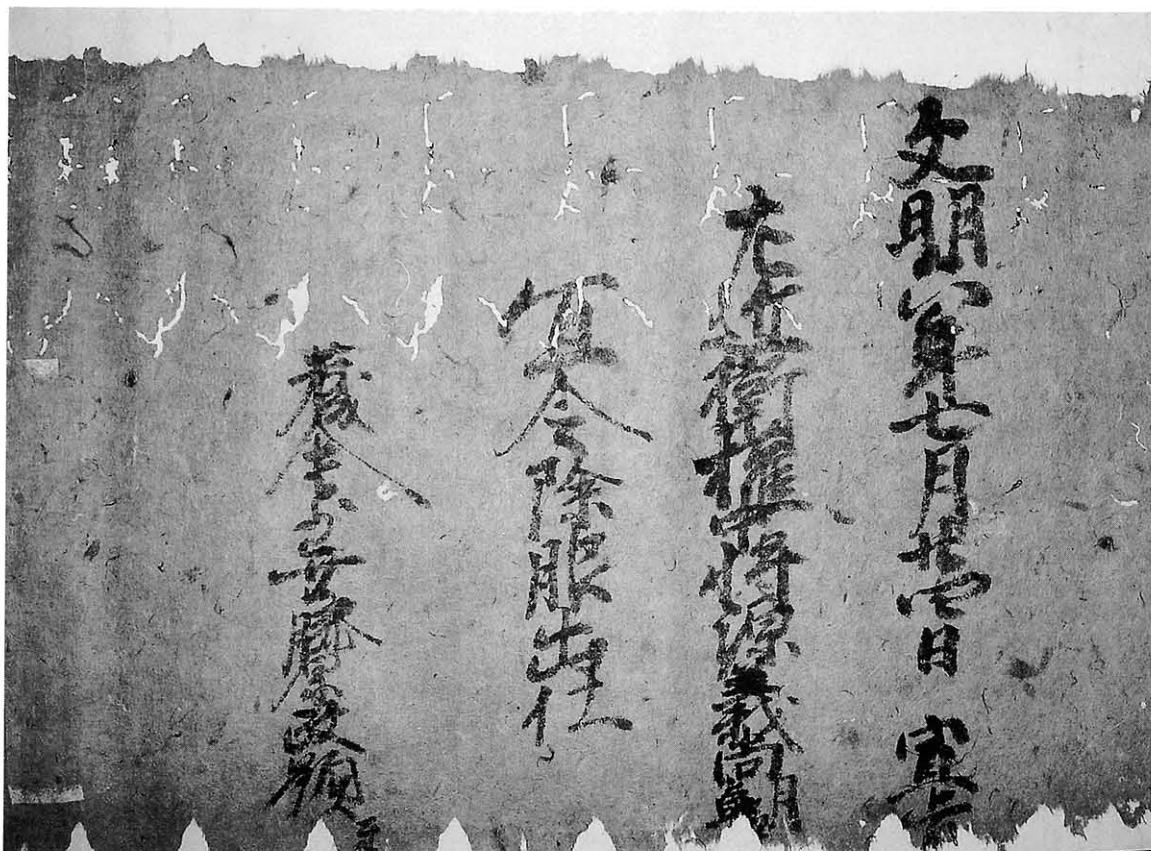
献之、早可

被下知之狀

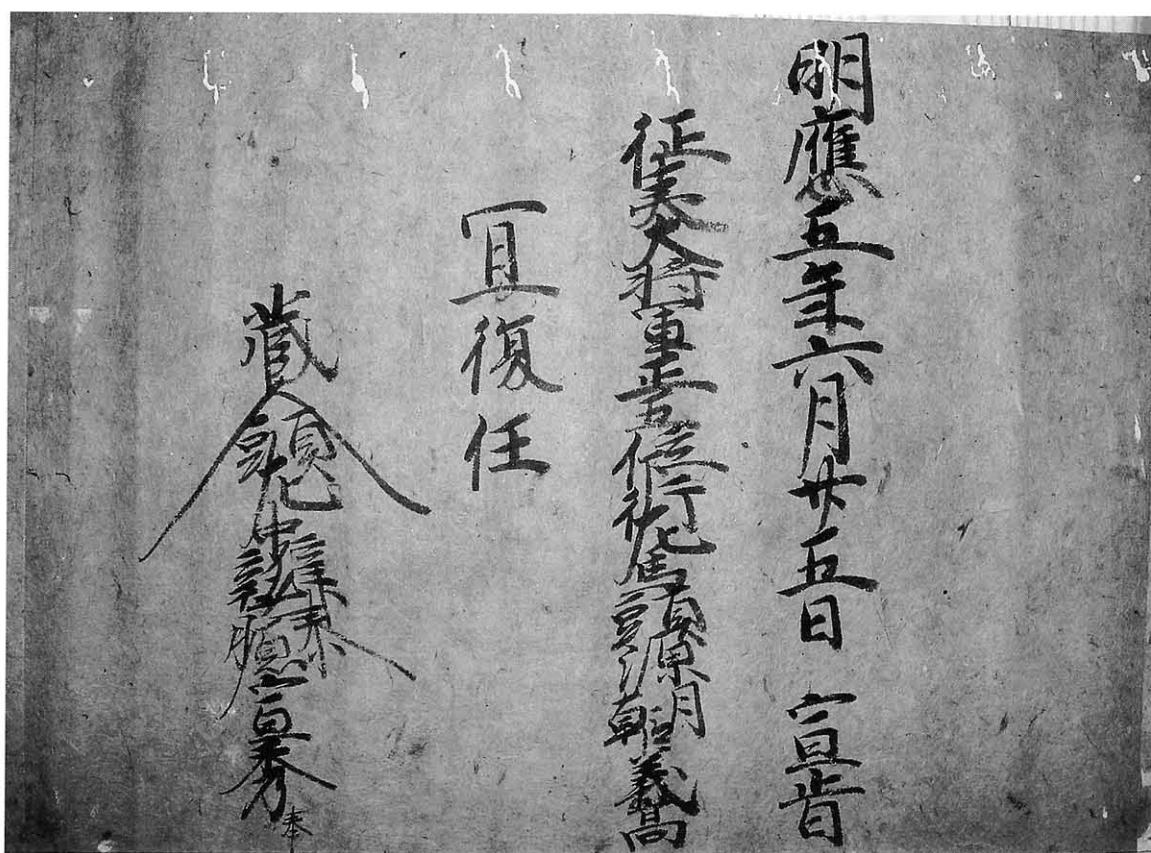
如件、

七月十二日 権中納言（花押）

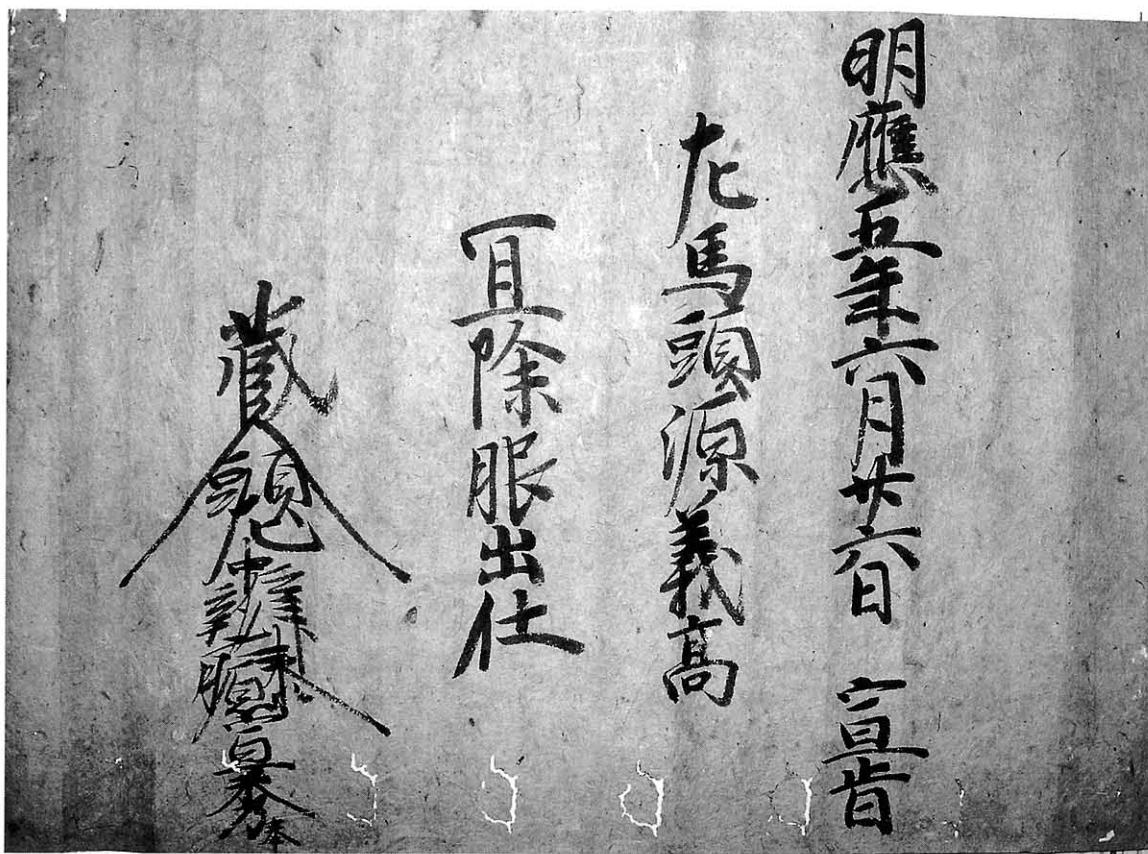
（正親町三条実望）



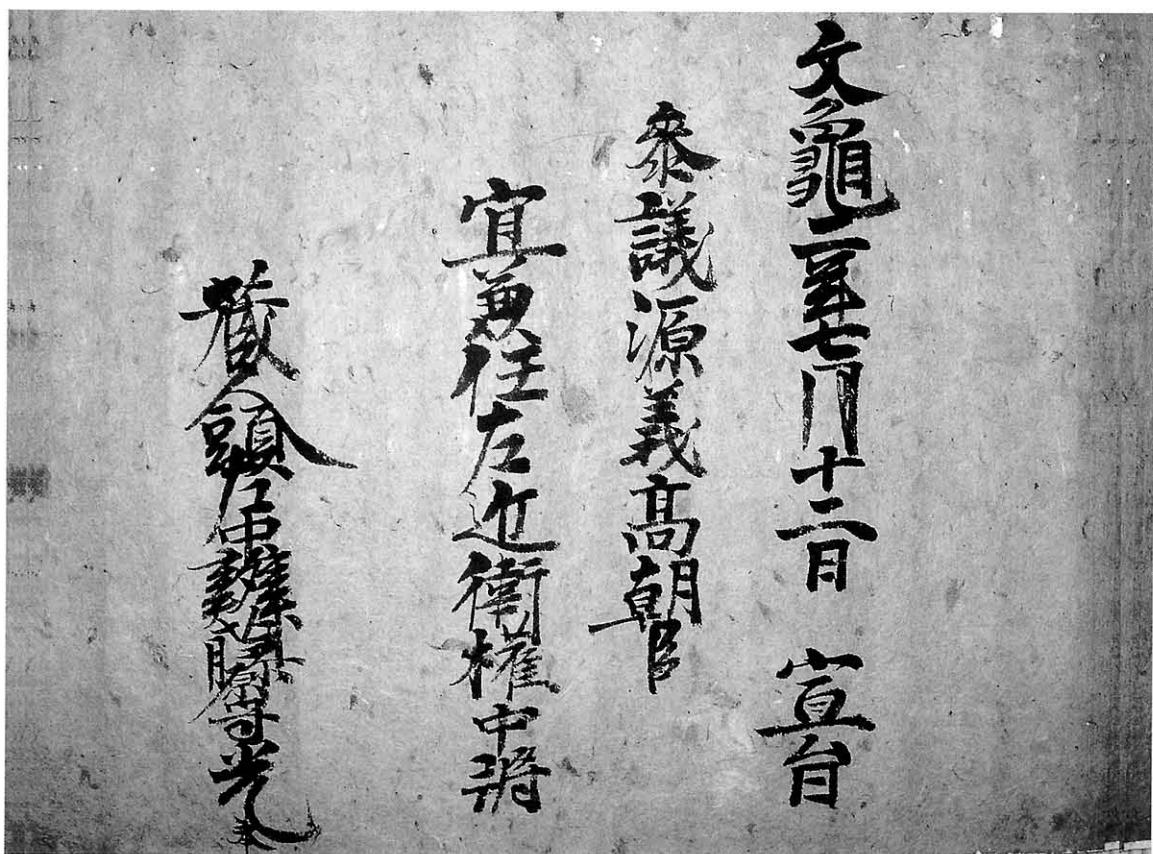
挿図 1



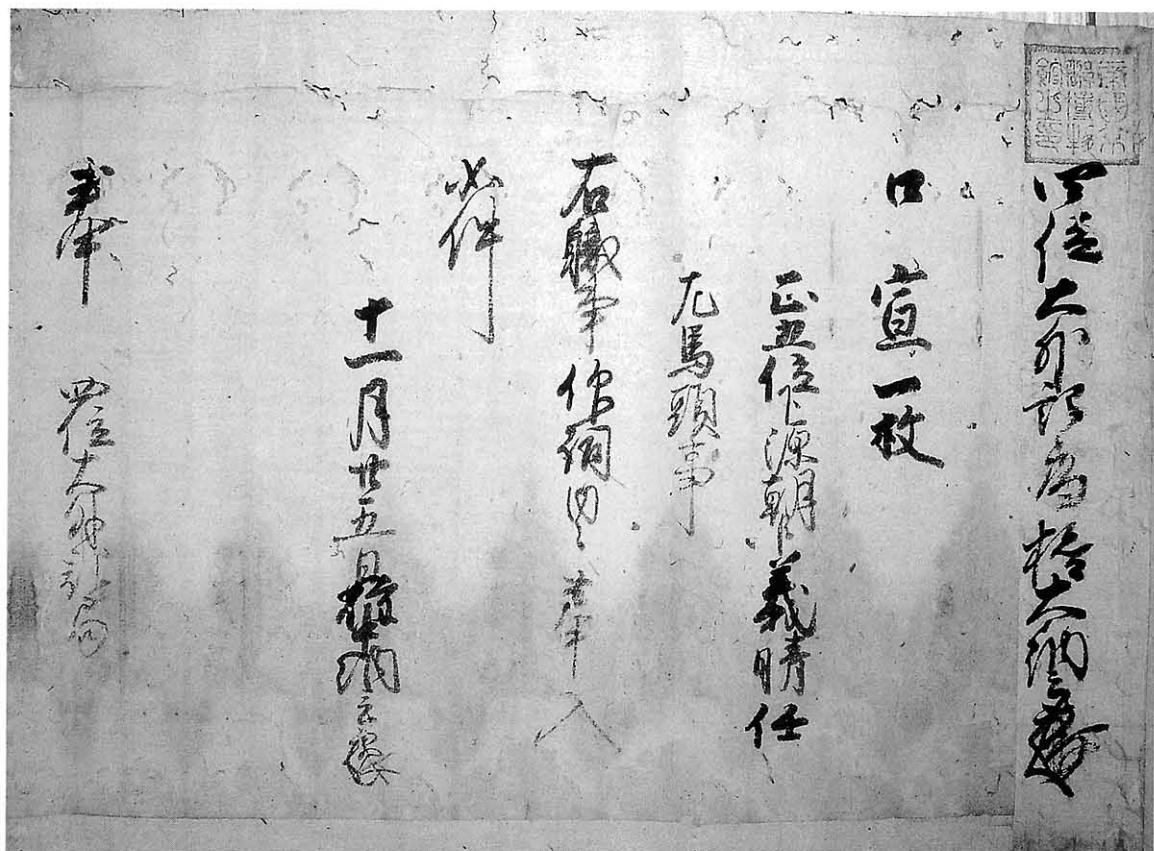
挿図 2



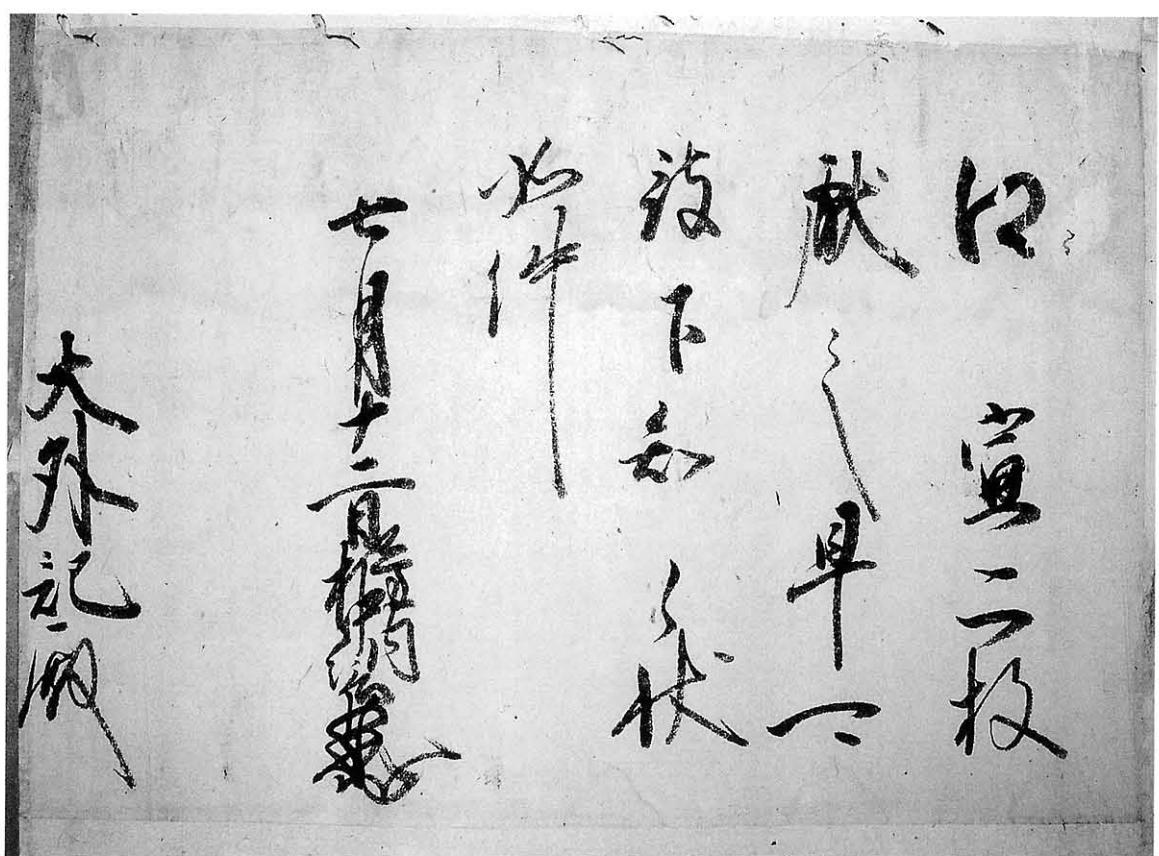
挿図3



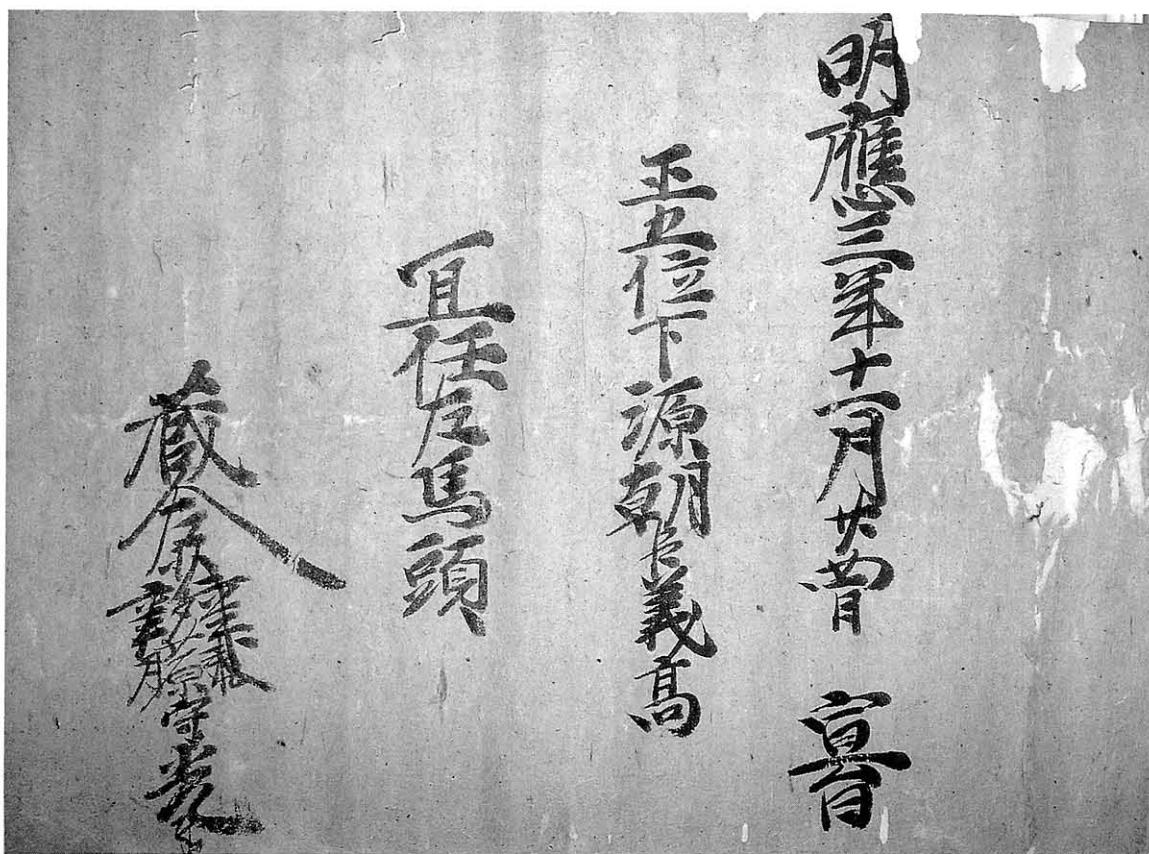
挿図4



挿図 5



挿図 6



挿図 7



挿図 8

(8) 後土御門天皇口宣（宿紙、挿図⁷） 三三一・六印×四三・九印

明応三年十一月廿四日 宣旨

正五位下源朝臣義高

宜任左馬頭

藏人左少弁藤原守光奉

⑨ 後柏原天皇口宣（宿紙、挿図⁸） 三三一・六印×三六・六印

大永元年十一月廿五日 宣旨

正五位下源朝臣義晴

宜任左馬頭

藏人頭右近衛権中將源重親奉

二 文書および文書群の性格

つぎに、これら九通について年代順に配列したうえ、関係史料を示し簡単な説明を付しておくことにする。

① 「言国卿記」文明六年（一四七四）七月二十四日条に「以予奏

聞事、依入江殿、中將殿チヨフクセンケヲ、今日申ウケラタキ由、広橋申、子細ナキノ由被仰、奉行政顯也了、シヨウソクセンケ也」とある。「依入江殿」とは、三時知恩寺に入室していた足利義尚（一四六五～八九）の息女¹が同月十二日、八歳にて没したことをさしている。すなわち、喪に服していた義尚の忌みあけを職事であつた勧修寺政顯が示した文書である。

⑧ 「和長卿記²」明応三年（一四九四）十一月二十四日条に「武家御任官、御加級云々、消息宣下也_{近代御例}、守光下知之、御任官左

馬頭、加級正五位下_{越階也}³」とあり、職事であつた広橋守光が足利義高（のち義澄と改名、一四八〇～一五一二）の左馬頭任官を示した文書である。

③ 「実隆公記」明応五年六月二十六日条に「今日妙善院殿御中陰結願、陞座天隱和尚云々、室町殿御除服、外記持參宣旨云々」とある。「妙善院殿」とは、足利義高の准母にして五月二十日に没した日野富子のことで、六月十四日に葬儀が執りおこなわれた。⁴ ①と同様、喪に服していた義高の忌みあけを職事であつた中御門宣秀が示した文書である。

② 「実隆公記」明応五年六月二十五日条に「今日御復任宣旨、大□持參之」とあり、③にさき立ち、義高が復任することを職事であつた中御門宣秀が示した文書である。

④ 「実隆公記」文亀二年（一五〇二）七月十二日条に「今日室町殿御昇進_{从四位下・左近衛中將・參議}、消息宣下也、上卿三条中納言云々、大内記為学朝臣・大外記師富朝臣等持參位記・宣旨等云々、奉行職事守光朝臣也」とあり、義高が左中將を兼任することを職事であつた広橋守光が示した文書である。

⑦ 日付から推して文亀二年のものであり、「口宣一枚」とは義高の参議任官の口宣および④をさすのである。この二通の口宣を上卿であつた正親町三条実望より、大外記の押小路師富に示したものである。これにより、①～④・⑧は職事から上卿の手もとに渡り、こうした送状とともに、宣旨を作成するため外記に伝達されたことがわかる。

⑨ 「実隆公記」大永元年（一五二一）十一月二十五日条に「室町殿左馬頭・正五位下、今日消息宣下、大外記・大内記等持參云々」

とあり、職事であった庭田重親が足利義晴（一五一～五〇）の左馬頭任官を示した文書である。

⑥ さきの⑦と同様、⑨を上卿であつた中山康親⁽⁶⁾より大外記の押小路師象に伝達した文書である。

⑤ 封紙のウハ書であり、署判を加える「権大納言」が誰に当たるのか判明しない。ただし、他の文書との関係から、内容は足利氏の叙位任官に関するもの、あるいは①～③・⑧と関連するものであつたと考えられる。

①～⑨をまとめると「表1」のようになり、内容はいたって簡素なものであるが、従来知られていない文書であり、なおかつすべて足利氏に関係する点は大いに注目される。しかし、すべてが足利氏に関係するからといって、これらは同氏のもとに伝來したものではないようである。この点は、次の史料からも明らかとなろう。

[史料1] 後陽成天皇口宣案（『相良家文書』二八六五号⁽⁷⁾）

「口宣案」

上卿久我大納言

慶長四年正月十一日 宣旨

豊臣頼房

宜叙從五位下

藏人權右少弁藤原總光⁽⁸⁾

[史料2] 後陽成天皇口宣（『久我家文書』三九七二号⁽⁸⁾）

慶長四年正月十一日 宣旨

豊臣頼房

宜叙從五位下

藏人權右少弁藤原總光⁽⁹⁾

文書名	年月日	西暦	対象	事柄	法量	備考
① 後土御門天皇口宣	文明06, 07, 24	1474	足利義尚	除服出仕	30.5×43.4	外記…押小路師富
② 後土御門天皇口宣	明応05, 06, 25	1496	足利義澄	復任	32.3×43.0	外記…押小路師富
③ 後土御門天皇口宣	明応05, 06, 26	1496	足利義澄	除服出仕	32.2×43.1	外記…押小路師富
④ 後柏原天皇口宣	文亀02, 07, 12	1502	足利義澄	兼任左中将	32.1×39.7	外記…押小路師富
⑤ 某口宣送状	?	?	足利氏	?	32.9×5.2	外記…押小路
⑥ 中山康親口宣送状	(大永01)11, 25	1521	足利義晴	任左馬頭	27.6×39.0	外記…押小路師象
⑦ 正親町三条実望口宣送状	(文亀02)07, 12	1502	足利義澄	任参議 兼任左中将	26.5×38.0	外記…押小路師富
⑧ 後土御門天皇口宣	明応03, 11, 24	1494	足利義澄	任左馬頭	32.6×43.9	外記…押小路師富
⑨ 後柏原天皇口宣	大永01, 11, 25	1521	足利義晴	任左馬頭	32.6×36.6	外記…押小路師象

【史料1】は実際に従五位下に叙された相良家に伝來したもの、【史料2】はそのおり上卿をつとめた久我家に伝來したものであり、冒頭二行の有無というように様式的な違いもある。⁽⁹⁾

さきにみた九通が足利氏のもとに伝來したのであれば、①～④・⑧・⑨は【史料1】の様式をとるはずであるが、それとは異なり、様式・機能とも明らかに【史料2】と同じものである。④・⑨で引用した『実隆公記』の記事、⑤～⑦の上卿の送状からもわかるように、これら九通は上卿ないしは外記のもとに伝來したものだと考えるのが妥当であろう。つ

まり、職事（口宣）→上卿（送状）→外記という具合に太政官内部を伝えられ、最終的に大外記をつとめた押小路師富および師象のもとにのこされた文書、いわば「押小路家関係文書」とみて大過あるまい。

押小路家の関係文書としては、「押小路家文書」（国立公文書館蔵）、「壬生家文書」（宮内庁書陵部蔵）、および「小西家所蔵文書」（小西康夫氏蔵¹⁰）が知られており、当館の所蔵するものも新たにその一つに加えることができるだろう。

「押小路家文書」は明治十九年（一八八六）、同家より内閣文庫に献納されたもの¹¹。「壬生家文書」は同家より内閣修史局に提出されたのち、明治二十一年にいたり皇室へ献上されたもので、押小路家の文書が一部含まれている。¹²一方、「小西家所蔵文書」は万延元年（一八六〇）からさほど隔てないころ、押小路家から流出した文書の一部で、同家の先祖が一時期禁裏に出入りしていた関係から所蔵するにいたつたとされる¹³。

これら三つの文書群と当館の所蔵する「押小路家関係文書」との間に関係文書は見いだせないが、叙位任官関係であることからすれば、「押小路家文書」のうち同種の史料を収録する七四冊と七七冊の一部であった可能性が高い。また、純粹な家伝文書と異なる点では「小西家所蔵文書」に近いといえる。

では、当館がこうした文書を所蔵するようになつたのは、いかなる経緯があるのだろうか。

三 収蔵にいたる経緯

収蔵の経緯を考えるにあたり、まず目を引くのは「口宣・宣旨各二通」（B乙80）の巻頭に捺された「帝国京都博物館之印」という印であろう。これは明治二十二年五月、帝国博物館（現、東京国立博物館）・帝國奈良博物館（現、奈良国立博物館）とともに、官制により設置が定められた当館の前身である帝国京都博物館¹⁴にて用いられた公印である。同二十三年六月には官制の改正により京都帝室博物館と改称するので、この時までにはすでに当館に収蔵されていたことになる。

さて、前章で紹介した一巻とともに現在、十九巻の巻子を收める箱には、

明治十年二月
〔甲五百五十四号ノ内〕

開拓使出品
〔未書〕
「真錦三包 真錦一

黄一

と墨書きされた紙片が貼られている。ここにみえる「京都博物館」とは、明治八年四月に京都府勧業課のもとに創設された府の博物館のことである。同年二月、その設置にあたり発布された告諭には、

志アリテ所蔵ノ庶物ヲ寄附シ、供観セント欲スルモノハ、新古ヲ 押ハス、精粗ヲ論セス之ヲ茲ニ出シ、以テ其盛拳ヲ補助スルニ於テハ、其功亦大ナリトイフヘシ、
とあり、寄贈や寄託の形で広く出品を募り、これを収蔵品の核とす

る方針であった。

ただし、博物館としての建物を備えていたわけではなく、同五年より京都博覧会社の手で毎年開催された博覧会の会場の一部を陳列所として借り受けていたようである。「明治十年二月」・「開拓使出品」とあるのは、この年三月より行われた第六回博覧会にて、博物館蒐集品として大宮御所の二大区で陳列されたことを示すのである。¹⁶⁾

その後、京都博物館は明治十六年に公費による運営を中止し、実質的に廃止される。同館の収蔵品は博覧会社に保管した状態であったが、二十四年正月、帝国京都博物館の開設にあたって京都府知事・北垣国道（一八三六—一九一五）より一〇七六件が寄贈された。

箱の墨書の内容と収められる巻子が一致するかどうかは不明だが、京都博物館から帝国京都博物館への寄贈品という点に着目すると、その受贈にさいして作成された目録である「京都博物館蔵品目録」（京都国立博物館蔵）には、

〔朱書〕
〔同〕（甲）七十七号

一、文明々応文龜文書 同（一卷） ▲

〔中略〕
〔朱書〕
〔同〕（乙）五十五号

一、口宣々旨各二通 同（一卷） ▲

*（）内は適宜補った

と記されている。付された「▲」印は収蔵を意味し、「■」印の陳列、「○」印の書籍と三種類に区別していたようである。それはさておき、ここにみえる名称は現在の台帳名

[表2]

番号	台帳名称	員数	京都博物館蔵品目録名称	旧番号	種別
B乙65	宝永六年宣命写	1巻	宝永六年宣命写 無品中務卿邦永親王宣 宝永六年正月廿三日	乙45	収蔵
B乙66	家宣任将軍宣旨写	1巻	家宣任将軍宣旨 宝永六年三月廿九日 大外記高辻総長	乙47	収蔵
B乙67	源康重従五位下宣旨写	1巻	源康重従五位下宣旨 文禄九年十二月廿二日	乙48	収蔵
B乙68	道承親王授二品宣旨写	1巻	道承親王授二品宣旨写 写本	乙49	収蔵
B乙69	清陽院贈官宣旨写	1巻	清陽院贈官宣旨写 宝永二年九月二十一日 大外記中原師庸奉	乙50	収蔵
B乙70	貞觀十年釈義貞和文写	1巻	貞觀十年釈義貞和文写	甲70	収蔵
B乙71	天平年間三綱牒写	1巻	天平年間三綱牒写 貴室虫麻呂 天平勝宝四年正月十四日	乙51	収蔵
B乙72	長寛元年处分目録写	1巻	長寛元年所分目録写 写物	乙15	収蔵
B乙73	神龜三年般若心経択本	1巻	神龜三年般若心経石摺 文政甲申初秋平安在寺玄田辺憲識	乙42	収蔵
B乙74	南禪正眼大光国師書跡写	1巻	南禪正眼大光国師書翰写	甲71	収蔵
B乙75	文明・明応・文龜宣旨写	1巻	文明・明応・文龜文書	甲77	収蔵
B乙76	伝教大師度牒・戒牒写	1巻	魚山所伝伝教大師度牒・戒牒	乙13	収蔵
B乙79	天平年間文書写	1巻	天平年文書写	乙12	収蔵
B乙80	口宣宣旨 各二通	1巻	口宣宣旨 各二通	乙55	収蔵
B乙85	家仁親王贈兵仗宣旨写	1巻	家仁親王贈兵仗（マ）宣旨 享保九年二月十三日 大外記中原職永	乙40	収蔵
B乙86	常不動院領証状加署写	1巻	常不動院領証状加署写	乙17	収蔵
B乙87	源秀忠叙任宣旨写	1巻	天正年中源秀忠叙任宣旨 藤原慶親奉 天正十六年正月五日	乙46	収蔵
B乙88	弓削道鏡書写	1巻	弓削道鏡書写 正倉院所伝道鏡法師書	乙16	収蔵
B乙89	建武・貞和・貞治文書写	1巻	建武・貞和・貞治文書	甲76	収蔵

称とも一致することから、二巻とも京都博物館からの寄贈品であることが判明する。さらに、箱に収められた十九巻はすべて同館からの寄贈品⁽¹⁸⁾であり、現在の台帳名称と蔵品目録の名称などを対比したものを「表2」として示しておく。

ここで、「口宣・宣旨 各二通」(B乙80)の題箋に名がみえ、おそらく「文明・明応・文亀宣旨写」(B乙75)とともに、本巻を寄贈した小林良孝なる人物についてのべておかねばなるまい。というのは、個人名で寄贈するとすれば、そのさきは京都博物館以外には考えられないからである。

彼は同館の寄託品台帳ともいうべき「類聚品番号簿」(京都国立博物館蔵)によれば、「枳地首」なるものを寄託しており、愛宕郡第二区加茂村南岡子町に住していた士族であると記されている。また、近衛忠熙・飛鳥井雅望・高橋道八らとともに、京都博物館へ寄贈あるいは寄託のため持ち込まれる文化財の真贋や時代の判断を行う鑑定委員として名を連ねていたことが知られる。⁽¹⁹⁾

さらに、彼は天保十一年(一八四〇)の生まれで、鷹司家の諸大夫をつとめていたが、安政の大獄に連坐して父・良典(一八〇八)⁽²⁰⁾五九とともに追放され、和宮降嫁とともになう特赦により許された、という⁽²¹⁾。なお、父も同じく鷹司家の諸大夫で、近衛忠熙や三条実万のもとに入りするとともに、橋本左内らと交わり国事を議し、安政の大獄に連坐して捕らえられ、獄中にて病死した。

このように、禁裏に入りする立場にあつた点ではさきの小西家と同様である。「小西家所蔵文書」が幕末期に押小路家より流出した文書の一部であることを考えれば、当館の「押小路家関係文書」もほぼ同じ時期に小林家へ散逸した分であるといえるのではないだ

ろうか。その後はさきの告論に則り、自身が鑑定委員をつとめる京都博物館に寄贈し、それが帝国京都博物館へと引き継がれ、現在にいたるものと思われる。

少しばかり付言しておくと、「源秀忠叙任宣旨写」(B乙87)および「建武・貞和・貞治文書写」(B乙89)も小林良孝から京都博物館に寄贈されたものである。このうち後者については、本稿とも関係があると考えるので、つぎに図版を掲載し翻刻しておこう。

【史料3】頼房置文（挿図9）

二七・八cm×三六・七cm

あふみのたなかミまさのしやう
（近江）
田上牧庄

のうち、まくふちのゑいたいの御
ちきやうのしやうとも、かきてまい
らせ候、これわまなにて候ほとに、
たのふてをもちい候しさいあ
るましく候、をやにて候たう
にんはうのはんたうしりめ
ミ、候はぬあいた、せん／＼のに
ちかいて候ゑとも、こふしん候ま
しく候、よてこにちのため、
しやうくたの（如件）ことし、
けんふにねん五月十日

頼房（花押）

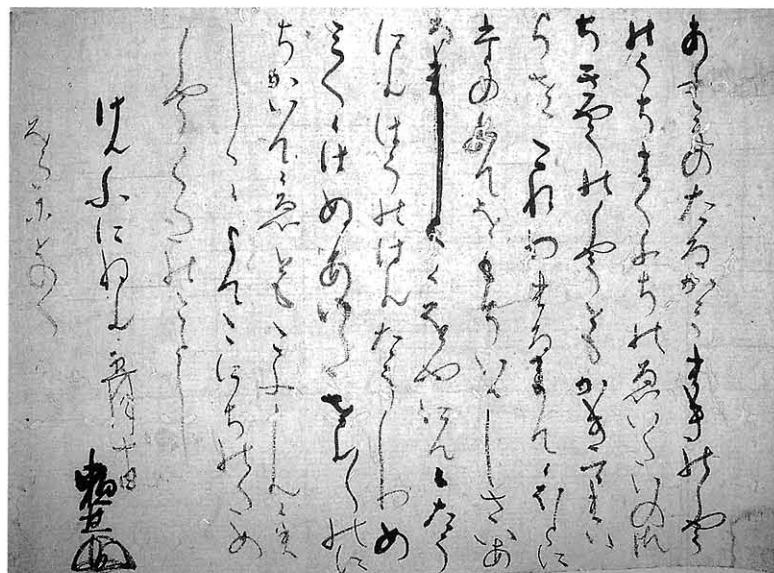
を、たにとのへ

【史料4】藤原用重譲状（挿図10）

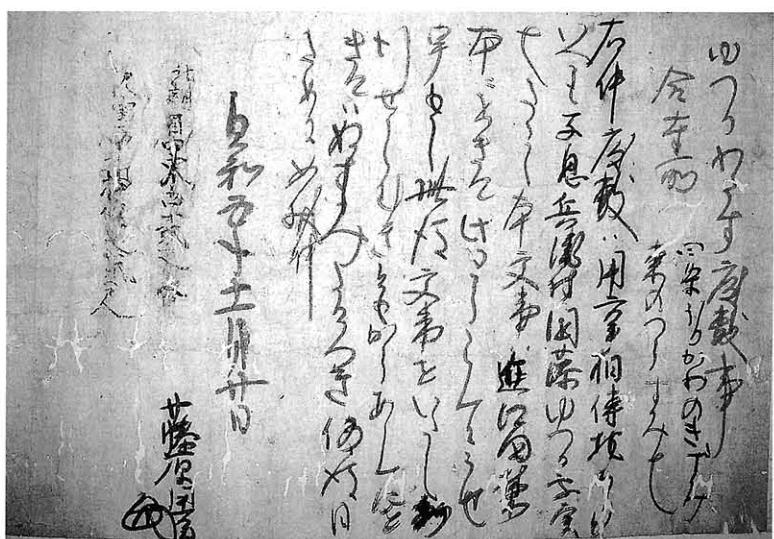
一六・六cm×三八・〇cm

ゆつりわたす屋敷事

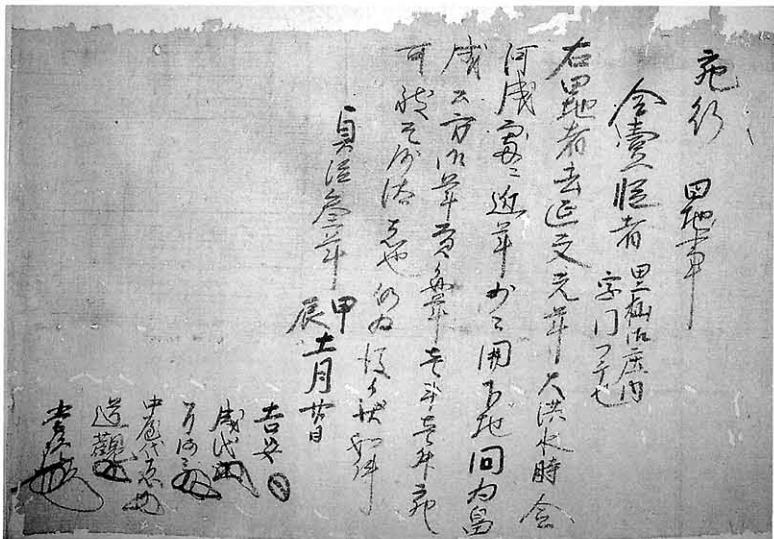
合壹所（四条ばかりかわのきたすみ也、つらすみ也）



挿図9



挿図10



挿図11

右、件屋敷ハ、用重相伝地たりと
いへとも、子息兵衛尉国藤ゆつる処実

也、たゞし本文書ハ近江国森

本ニをきて、此とうらんにうせ

畢、もし此後文書をいたし、□

行せらむきともからあんにを

きてハ、ぬすみたるへき、仍後日

ために如状件、

貞和五年十一月廿日

宛行 田地事

合壹段者田上御庄内
字門フチ也

右、田地者、去延文元年大洪水時、令
河成處二、近年少々開下地、同為畠

成、公方御年貢毎年壹斗壹升宛

〔 藤原用重 (花押) 〕

*〔 〕内は抹消により読めず

【史料5】吉女ほか五名連署宛行状（挿図11）

三三一・一 69×46・1 cm

可致其沙汰者也、仍為後日狀如件、

貞治二年^{甲辰}十一月廿日

吉女

(花押)

成氏

(花押)

万あミ

(花押)

中屋代ち心

(花押)

道觀

(花押)

常隆

(花押)

筆致や紙質などから判断して、原本であるとみてよからう。

これらはすべて近江国に關係するもので、【史料4】にみえる「此とうらん」とは、高師直が足利尊氏の邸宅に逃げ込んだ直義を取り囲み、上杉重能や畠山直宗らの引き渡しを求めた一連のできごとをさすのである。⁽²⁴⁾ とくに注目すべきは同国田上牧庄ならびに杣庄に関する【史料3・5】である。同所には北野社や永源寺の所領があつたものの、のこされた史料によれば、室町幕府奉公衆であつた植葉氏も田上牧庄および近接する中庄に所領を有していたため、代官職の獲得などその力が大きく作用していた。⁽²⁵⁾ 同氏の影響は思いのほか大きかつたようで、ほかにも永享十一年（一四三九）には牧庄と杣庄の境界をめぐつて常在光寺と相論し、その後も押領を繰り返していたことが知られる。⁽²⁶⁾

これまで足利氏に関する九通と近江国に関する三通、あわせて十二通の文書を紹介してきた。これらは、①「押小路家文書」・「壬生家文書」および「小西家所蔵文書」とともに、「押小路家関係文書」あるいはそれに類する可能性のあるものであり、
②いざれも幕末期に押小路家から小林家へ流出したと推測されるもので、同家より京都博物館へ寄贈され、それが帝国京都博物館へと引き継がれ、現在にいたることが明らかとなつた。

柳原紀光（一七四七～一八〇〇）は隨筆「閑窓自語」⁽²⁷⁾ のなかで、「近代社寺文書等分散事」として「近頃は神社仏寺にふるくよりつたはれる縁起文書なども、うつすとてとりいで、はてはこがねのかはりに、ながく人の家のたからとなる、なげくべき事なり」と記している。こうした時代背景から、押小路家の文書も各所に散逸したのであろうが、実情はよくわからないというのが現状である。
一つ確実なことは、【表2】をみてもわかるように、「清陽院贈官宣旨写」（B乙69）や「家仁親王贈兵仗宣旨写」（B乙85）など、当館にはまだ「押小路家関係文書」が存在するということであろう。本稿では中世文書に主眼を置いたため、この点については後日に期し、ひとまず擱筆することにしたい。

定できないのではないだろうか。

おわりに

この常在光寺に関して、永徳三年（一三八三）に同寺が田上杣庄ほか五ヶ所の安堵と役夫工米以下諸役の免除を申請した文書が「壬生家文書」⁽²⁸⁾ には存在する。田上杣庄を軸として「押小路家文書」の一部を含む「壬生家文書」と繋がる点、小林孝良の寄贈である点を勘案すれば、これら三通も「押小路家関係文書」である可能性を否

- 1 「親長卿記」文明六年七月十二日条。足利氏の子女については、湯之上隆「足利氏の女性たちと尼寺」（古代中世史論集）吉川弘文館、一九九〇年）を参照。
- 2 『後鑑四』（吉川弘文館、一九九九年）によつた。
- 3 ほか、「親長卿記」・「御湯殿上日記」同日条など。
- 4 ほか、「後法興院政家記」・「拾芥記」同日条。
- 5 ほか、「拾芥記」・「二水記」同日条など。
- 6 『晉別記』（大日本史料九一三）東京大学出版会、一九五八年によつた）大永元年十一月二十四日条に「上卿中山中納言」とある。
- 7 かつて筆者は、指導教官であつた高橋正彥教授（故人）の計らいにより、この文書の原本を慶應義塾大学三田メディアセンターで閲覧した。改めて先生の学恩に感謝し申し上げる次第である。
- 8 このほかにも同文書には、宇喜多秀家や阿部正勝らの叙位任官に関する口宣が多数含まれる。これらの位置づけについては、下村效「豊臣氏官位制度の成立と發展—公家成・諸大夫成・豊臣授姓—」（『日本史研究』三七七、一九九四年）を参照。
- 9 これらの古文書学的な位置づけについては、鈴木茂男「宣旨考」（『日本古文書学論集』古代II）吉川弘文館、一九八八年、初出一九七二年）、富田正弘「口宣・口宣案の成立と変遷（一）（二）」（『古文書研究』一四・一五、一九七九・一九八〇年）、早川庄八『宣旨試論』（岩波書店、一九九〇年）を参照。
- 10 『小西家所蔵文書図録』（私家版、一九九七年）には、中世文書全点と近世・近代文書の一部の図版が掲載されている。
- 11 『内閣文庫未刊史料細目 下』（国立公文書館内閣文庫、一九七八年）による。『小西家所蔵文書』（私家版、一九九五年）の「発刊のことば」（小西康夫執筆）によれば、なかには江戸時代に壬生家へ流出したものもあるという。
- 12 『壬生家文書』一四（宮内庁書陵部、一九七九・一九八二年）による。
- 13 久留島典子「戦国期の酒麹役—「小西康夫氏所蔵文書」を中心にして」（石井進編『中世をひろげる—新しい史料論をもとめて—』吉川弘文

- 14 館、一九九一年）、『史料京都の歴史七 上京区』（平凡社、一九八〇年）による。なお、註(11)『小西家所蔵文書』では、明治時代に宮内省より払い下げをうけた可能性をあげている。
- 15 ただし、「小西家所蔵文書」には同様の口宣送状が七通確認できる。註(10)『小西家所蔵文書図録』一三三・一三四・二〇四・二〇五・二二六・二二八・二二九号文書を参照。
- 16 『京都国立博物館百年史』（京都国立博物館、一九九七年）。以下、とくに断らない限り、博物館の歴史に関する記述は同書による。
- 17 『京都博覽会沿革誌』（京都博覽協会、一九〇三年）。
- 18 表紙には
- 19 甲 二冊ノ内
旧京都博物館蔵品
- 20 京都府会ノ決議ヲ以テ
本館ニ寄付ノ品目ナリ
- 21 帝国京都博物館
- 22 とある。「二冊」とあるが、現存するのは一冊のみである。
- 23 京都博物館からの寄贈品についてのべたものに、切畠健「元貞元年贊刺繡楊柳觀音像（京都国立博物館蔵）について」（『学叢』二、一九八〇年）、木下政雄「烏丸光広筆 聚楽行幸和歌ならびに定家・良経和歌（同前）がある。
- 24 表紙には
- 25 自二千五百一号
- 26 至
改正
- 27 第四号 京都博物館
類聚品番号簿
- 28 とあり、「検了」印が捺される。
- 29 田中綠紅編著『明治文化と明石博高翁』（明石博高翁顕彰会、一九四二年）。
- 30 『明治維新人名辞典』（吉川弘文館、一九九四年）。
- 31 参考までに「源秀忠叙任宣旨写」（B乙87）に収録される文書を以下に翻刻しておく。筆致や紙質などから判断して、原本であると考えて

よからう。なお、「押小路家文書」八八冊には「秀忠消息宣下之事

(慶長八年)」という記録があり、これらの文書との関係を推測させる。

①後陽成天皇口宣案(宿紙)

三一・一〇×四四・五〇

上卿 勸修寺大納言

天正十五年八月八日 宣旨

源秀忠

宜令叙從五位下

藏人頭左近衛權中將藤原慶親奉

②後陽成天皇口宣案(宿紙)

三一・〇〇×四四・八〇

口定

上卿 勸修寺大納言

天正十五年八月八日 宣旨

從五位下源秀忠

宜任侍従

藏人頭左近衛權中將藤原慶親奉

③後陽成天皇口宣案(宿紙)

三一・一〇×四四・七〇

口宣案

上卿 久我大納言

天正十六年正月五日 宣旨

從五位下源秀忠

宜令叙從五位下

藏人頭左近衛權中將藤原慶親奉

『角川日本地名大辞典』五 滋賀県 (角川書店、一九七九年) に収録する小字一覧によれば、同庄の庄域に含まれる大津市上田上桐生町には「大谷」という小字があり、関連性が想定される。

『園太曆』貞和五年(一二三四九)八月十三・十四日条。

『康正二年造内裏段錢并国役引付』(群書類從二八) 統群書類從完成会、一九九一年によつた)、「北野社家日記」明応元年八月十七日条、「永源寺文書」(『永源寺関係寺院古文書等調査報告書』滋賀県教育委員会、一九九八年によつた)に収録する明応三年二月五日付の室町幕

府奉行人連署奉書など。この点に関しては、『新修大津市史 中世』

(大津市役所、一九七九年)も参照のこと。

『中世法制史料集二 室町幕府法』(岩波書店、一九九三年)に収録す

る永享十一年六月八日付の室町幕府奉行人連署意見状案、『蔭涼軒日

録』文正元年(一四六六)五月二十六日条。なお、意見状案に名のみ

したのち法名を常憲と称した。以上、「兼宣公記」応永三十年(一四

二三)二月十四日条・「綱光公記」宝徳二年(一四五〇)二月十四日

条など参照。両記は国立歴史民俗博物館に架蔵する写真帳によつた。

註(12)『壬生家文書』二七八・七九号文書。

『日本隨筆大成 四』(日本隨筆大成刊行会、一九二八年)によつた。

26 27

『中世法制史料集二 室町幕府法』(岩波書店、一九九三年)に収録す
る永享十一年六月八日付の室町幕府奉行人連署意見状案、『蔭涼軒日
録』文正元年(一四六六)五月二十六日条。なお、意見状案に名のみ
したのち法名を常憲と称した。以上、「兼宣公記」応永三十年(一四
二三)二月十四日条・「綱光公記」宝徳二年(一四五〇)二月十四日
条など参照。両記は国立歴史民俗博物館に架蔵する写真帳によつた。
註(12)『壬生家文書』二七八・七九号文書。

25 24

23

『角川日本地名大辞典』五 滋賀県 (角川書店、一九七九年) に収録する小字一覧によれば、同庄の庄域に含まれる大津市上田上桐生町には「大谷」という小字があり、関連性が想定される。

『園太曆』貞和五年(一二三四九)八月十三・十四日条。

『康正二年造内裏段錢并国役引付』(群書類從二八) 統群書類從完成会、一九九一年によつた)、「北野社家日記」明応元年八月十七日条、「永源寺文書」(『永源寺関係寺院古文書等調査報告書』滋賀県教育委員会、一九九八年によつた)に収録する明応三年二月五日付の室町幕